社会教育施設の使用制限基準

令和４年　８月　９日　　制定
令和４年11月　７日一部改正
松川町教育委員会事務局生涯学習課

新型コロナウイルス感染症に伴う社会教育施設の使用制限基準を下記のとおりとし「レベル」は、長野県が発表する南信州圏域に対する感染症警戒レベルを適用します。
本基準は、暫定的な基準であり、流行するウイルス株の特徴等により変更することがあります。

＜共有事項＞

・新型コロナウイルス感染症に感染、濃厚接触者、症状のある方は使用ができません。
・直近のPCR検査及び抗原検査等によって陰性が確認できた方、報道及び講師は使用者等の制限は適用しません。
・使用にあたっては、手指消毒やマスク着用（推奨）等の感染症対策を実施してください。
・屋外施設については、下記は対象としませんが、感染症対策を実施してください。
・各施設が避難所として活用されるなどの緊急時には、この制限は適用しません。

<table>
<tr><th colspan="2">レベル</th><th>定員</th><th>時間</th><th>使用者等の制限</th><th>飲食制限</th></tr>
<tr><td colspan="2">小康期</td><td rowspan="2">各部屋の定員</td><td rowspan="3">制限なし</td><td>２週間以内にまん延防止等重点措置、緊急事態宣言の発令された都道府県へ往来歴がある者の利用は控える。</td><td>制限なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">レベル３</td><td rowspan="2">２週間以内にまん延防止等重点措置、緊急事態宣言の発令された都道府県への往来歴がある者の利用は不可</td><td>飲食・会食は黙食のみ可</td></tr>
<tr><td colspan="2">レベル４</td><td>各部屋定員の50%以内とする。</td><td rowspan="3">調理・会食は不可。
※水分補給可。</td></tr>
<tr><td colspan="2">レベル５</td><td rowspan="3">但し、発令前に予約し、開催の中止や延期が不可能な場合は適用しないことがある。</td><td>会議は、概ね２時間とし時間短縮を図る。</td><td>使用可能な者：長野県内の方
但し、まん延防止等重点措置、緊急事態宣言のいずれかが発令された圏域に居住する方を除く</td></tr>
<tr><td rowspan="2">レベル６</td><td>①
②以外</td><td>図書館は、館内滞在時間制限を２時間とする。</td><td rowspan="2">※会食とは、複数の人が一緒に食事をすることで、個別に弁当等をとることは除く。</td></tr>
<tr><td>②まん延防止等重点措置又は緊急事態宣言発令</td><td colspan="4">１　社会教育施設等は、原則全館閉館。
ただし、感染予防対策を徹底のうえ、以下は使用可能とする。
(1) すでに利用予約をしており、開催の中止や延期が不可能な場合。
(2) 制限期間中に実施する必要があると教育長が認めるもの。
２　図書館の夜間窓口は中止します。</td></tr>
</table>

＜表の見方＞　レベル６に向かって使用制限が厳しくなります。
下位レベルに対し、上位レベルには追加、変更した制限内容を記載しています。